



埼玉県立自然公園

普通地域

色彩規制のお知らせ

平成20年4月1日から埼玉県景観計画に基づく届出制度が始まり、一定の規模以上の建築物等を新築、改築、増築などをするとき、建築物等の色彩が制限されます。

これに併せ、県立自然公園普通地域の建築物等の色彩制限を行います。



埼玉県のマスコットコバトン

彩の国



埼玉県

色彩制限の対象は・・・？

- ◆ 県立自然公園**普通地域内**において、届出対象の建築物又は工作物の新築、改築、増築を行う場合には、色彩制限の対象になります。

〈届出対象〉

高さ13m超又は延べ面積1000㎡超の建築物の新築・改築・増築
高さ30m超の鉄塔の新築・改築・増築 など

※届出の対象や届出の時期などに変更はありません。

※県立自然公園特別地域では建築等の行為は許可制であり、その許可基準に変更はありません。
(色彩についても従来どおりの制限があります。)

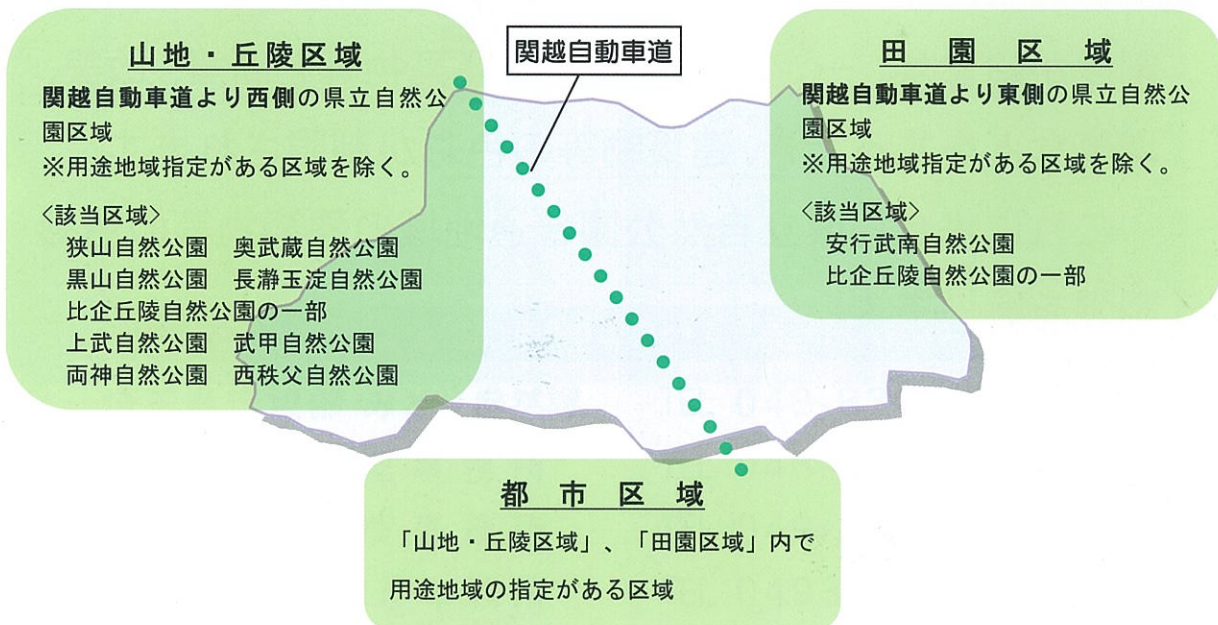
色彩制限の内容は・・・？

- ◆ 届出された建築物又は工作物の各立面については、次のページに示した「各区域ごとの色彩制限基準」に該当する**色彩及び点滅する光源**を形成する面積の合計が、当該立面の3分の1を超えないことが必要です。

※面積の合計には、石、木、土、レンガ、コンクリート等着色していない素材で仕上げる外観は含みません。

色彩制限基準は・・・？

- ◆ 色彩制限基準は、自然公園を3つの区域に区分し、次のページのとおり区域ごとに定めています。



- ◆ 色彩の制限基準では、色の表示方法に「マンセル表色系」を採用しています。
※マンセル表色系については裏表紙をご覧ください。

各区域ごとの色彩の制限基準は・・・？

- ◆ 届出が必要な建築物、工作物の色彩制限は、「マンセル値」で表しています。

下表の「マンセル値」に該当する色彩及び点滅する光源を形成する面積の合計が建築物等の各立面の3分の1を超えないことが必要です。

※面積の合計には、石、木、土、レンガ、コンクリート等着色していない素材で仕上げる外観は含まれません。

都市区域		
色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	—	6を超える
7.5RP から 7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Yは含まない)	—	4を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

田園区域		
色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RP から 7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GY から 7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

山地・丘陵区域		
色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RP から 7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Yは含まない)	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	9以上	—
	9未満	2を超える
N	9以上	—

色彩制限基準を守らないと・・・？

- ◆ 届出の内容が色彩制限基準を超え、自然公園の風景の保護に影響を与えるものについては、埼玉県立自然公園条例第14条第2項の規定に基づき、行為の禁止等を命ずることがあります。

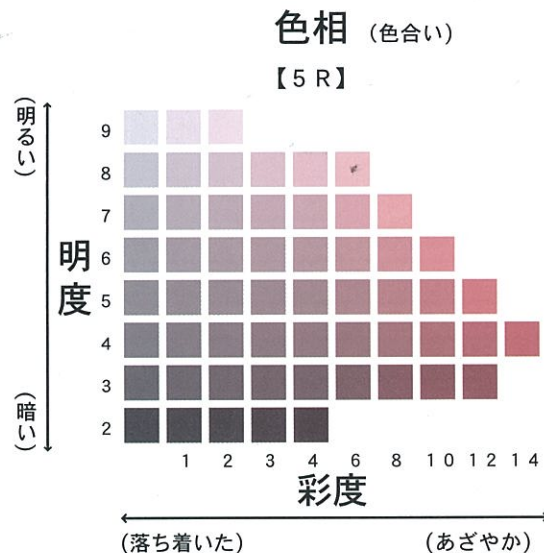
マンセル表色系による色の表示方法



色相：色相は色合いを表示するもので、赤（R）や、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）の10色相で表し、それぞれ5を中心とした1から10の数値で細分しています。

明度：明度は明るさを表示し、0から10の数値で表しています。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

彩度：彩度は鮮やかさを表示し、0から14程度の数値で表しています。鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。また、彩度が0で無彩色（白～灰色～黒）となります。



県立自然公園の色彩規制についてのお問い合わせは

埼玉県環境部 みどり自然課	TEL 048-830-3156
中央環境管理事務所	TEL 048-822-5199
西部環境管理事務所	TEL 049-244-1250
東松山環境管理事務所	TEL 0493-23-4050
秩父環境管理事務所	TEL 0494-23-1511
北部環境管理事務所	TEL 048-523-2800